

那覇市公報

第 1 6 8 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例（法制契約課）…………… 1483

◇公 告◇

○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）…………… 1484

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1485

○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）…………… 1485

○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）…………… 1486

○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）…………… 1486

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1489

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1490

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1491

◇教育委員会規則◇

○小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則…………… 1492

◇教育委員会告示◇

○教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について…………… 1494

◇監査委員公表◇

○平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について (公表)	
.....	1499

条 例

那覇市条例第46号

平成28年12月12日

公 布 済

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属) 第2条 [略] 2 議員は、前項の表に規定する <u>常任委員会</u> (<u>予算決算常任委員会を除く。</u>)のいずれ かの委員になるものとする。	(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属) 第2条 [略] 2 議員は、前項の表に規定する <u>予算決算常 任委員会の委員になり、及びその他の常 任委員会</u> のいずれかの委員になるものと する。 3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、常任 委員会の委員を辞退し、又は辞任するこ とができる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

公 告

那覇市公告第 470 号

平成 28 年 12 月 14 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・10 号 汀良翁長線

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課(那覇市役所 9F)

那覇市公告第 473 号
平成 28 年 12 月 15 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 474 号
平成 28 年 12 月 15 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・4・9 号 旭橋線 国道 329 号

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9F）

那覇市公告第 475 号

平成 28 年 12 月 15 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・4・17 号 労金線

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9F）

那覇市公告第 477 号

平成 28 年 12 月 16 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年12月2日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 クリーン推進課			電話 098-889-3567
個人情報管理責任者	クリーン推進課長			
業 務 の 名 称	環境推進員（クリーンサポーター）関連業務			
業 務 の 目 的	那覇市環境基本条例に基づき環境推進員を置き、環境の保全と創造に関する施策を推進することを目的とする			
個人情報の対象者	環境推進員（クリーンサポーター）			
業務の開始年月日	平成20年 4月 1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申込時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年12月7日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	建設管理部公園管理課	電話 951-3239		
個人情報管理責任者	公園管理課長			
業 務 の 名 称	亜熱帯庭園都市の公園美化事業に伴う設計委託業務			
業 務 の 目 的	亜熱帯庭園都市の公園美化事業において行う公園内便所の整備工事の設計委託を目的とする。			
個人情報の対象者	設計委託業務を請け負う個人または個人事業主			
業務の開始年月日	平成25年5月			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 ()
	心 身		その他	上記事項を取扱う理由
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()		☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(支払調書作成時)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出がなされていなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 493 号

平成 29 年 1 月 4 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 27 年 9 月 11 日 第 H25－協議 01－03 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里大名町一丁目 49 番地 3 工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1－1－1
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
平成 28 年 12 月 15 日 那都建第 709 号
- 6 工事完了年月日
平成 28 年 12 月 7 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 43 号

平成 28 年 12 月 14 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 494 号
指定工事店名	門口設備
営業所所在地	うるま市字喜屋武 252 番地 101 号室
代表者名	門口 清孝
有効期間	自 平成 28 年 12 月 1 日
	至 平成 33 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 44 号

平 成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

指定（登録）番号	第 476 号
指定工事店名	株式会社大気
営業所所在地	南城市佐敷字津波古 2386 番地 4 （1 階）
代表者名	玉寄 優
指定の有効期間	自 平成 27 年 4 月 30 日 至 平成 32 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 28 年 11 月 25 日
異動事由	営業所所在地の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 8 号

平 成 2 8 年 1 2 月 8 日

公 布 済

小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 神 村 洋 子

小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則(平成23年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用の制限) 第7条 臨時教諭としての通算する在職期間(臨時教諭以外の臨時職員として教育委員会に任用された期間を含む。以下同じ。)が1年に達する者でその達する日の属する任用が終了した日から1年を経過しないものは、再び臨時教諭となることができない。 2 <u>前項</u>に規定する臨時教諭としての在職期間には、退職した日から再び臨時教諭となるまでの期間が1年以上経過している場合におけるその退職以前の在職期間は含まないものとする。	(任用の制限) 第7条 臨時教諭としての通算する在職期間(臨時教諭以外の臨時職員として教育委員会に任用された期間を含む。以下同じ。)が1年に達する者でその達する日の属する任用が終了した日から1年を経過しないものは、再び臨時教諭となることができない。<u>ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u> 2 <u>前項本文</u>に規定する臨時教諭としての在職期間には、退職した日から再び臨時教諭となるまでの期間が1年以上経過している場合におけるその退職以前の在職期間は含まないものとする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 2 号

平 成 2 8 年 1 2 月 8 日

掲 示 済

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 4 項に基づき、協議会構成市町村の教育委員会として「教科用図書那覇採択地区協議会規約」について承認する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 神 村 洋 子

教科用図書那覇採択地区協議会規約

第 1 章 総則

（構成及び名称）

第 1 条 本会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき沖縄県教育委員会が設定した教科用図書採択地区の那覇採択地区（以下「採択地区」という。）の構成市町村の教育委員会で構成し、教科用図書那覇採択地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、法第 13 条第 4 項の規定に基づき、採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について、調査・研究及び協議を行うことを目的とする。

（事務局）

第 3 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、那覇市及び浦添市の教育委員会の事務局に交互に置く。

（所掌事務）

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小学校及び中学校の教科用図書を調査・研究し、協議の上種目ごとに一種の教科用図書を選定し、採択地区の教育委員会にその結果を報告すること。
- (2) 前号により選定された教科用図書が、採択地区の教育委員会において採択されるために必要な協議等を行うこと。
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則 9 条に規定する教科用図書の採択に必要な協議等を行うこと。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 理事会

(設置及び構成)

第5条 協議会に理事会を置く。

2 理事会は、採択地区の教育委員会の教育長により構成する。

(理事会の職務)

第6条 理事会は、第4条第2号から第4号に定める事務を行う。

(理事会の組織等)

第7条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括し、理事会及び協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(理事会の会議)

第8条 理事会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 理事会の会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めるときは、公開しないことができる。

第3章 選定委員会

(設置及び委員等)

第9条 協議会に、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）の構成及び人数は、次のとおりとし、採択地区の教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 校長 3人

(2) 教員 5人

(3) 学識経験者 3人

(4) 保護者 3人

(5) 教育研究所の職員 1人

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(選定委員会の職務及び事務の開始)

第10条 選定委員会は、第14条の報告に基づき、第4条第1号に定める事務を行う。

2 前項に定める事務は、会長の命により開始する。

(委員長及び副委員長)

第 11 条 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総括し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 12 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、議論を尽くしたにもかかわらず全会一致に至らなかったときは、委員長は、会議に諮り、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもってこれを決する。
- 4 選定委員会の会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると委員長が認めるときは、公開しないことができる。

第 4 章 教科用図書研究会

（構成等）

第 13 条 協議会に種目ごとの教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を置く。

- 2 研究会は、研究員をもって構成する。
- 3 研究員は、小学校及び中学校別に設置し、次に掲げる人数を上限とする。

小中学校別	人数上限
小学校の種目に係る研究員	44 人
中学校の種目に係る研究員	59 人

- 4 研究員は、学校教育に知見を有する者のうちから選定委員会の会議に諮って委員長がこれを委嘱する。
- 5 研究会の代表は、当該員の互選により選出する。

（研究会の職務）

第 14 条 研究会は、選定委員会の委員長の命を受け、沖縄県教育委員会の作成した教科用図書選定資料を参酌し、地域や学校の実態に応じた適切な教科用図書の調査及び比較研究を行い、代表を通じて選定委員会にその結果を報告するとともに関係資料を提出する。

第 5 章 議事録及び守秘義務

（議事録）

第 15 条 理事会及び選定委員会の会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名が署名押印しなければならない。

（議事録等の公表）

第 16 条 採択地区の教育委員会は、法第 15 条の規定に基づき、教科用図書を採択した後、議事録及び第 14 条の資料等について公表するよう努めるものとする。ただし、第 8 条第 2 項及び第 12 条第 4 項の規定により、非公開とした会議の内容については、公表しないことができる。

（守秘義務）

第 17 条 選定委員会の委員及び研究会の研究員は、教科書採択に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第 6 章 経費

（経費）

第 18 条 協議会に要する費用は、各関係市町村の協議により決定した額について、関係市町村が負担する。

第 7 章 構成市町村の教育委員会の責務

（教育委員会の責務）

第 19 条 採択地区の教育委員会は、第 4 条第 1 号の報告に基づく教科用図書以外の教科用図書の採択を予定する場合、採択の決定の前に会長にその旨を報告しなければならない。

第 8 章 雑則

（雑則）

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、理事会が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 4 月 14 日から施行する。
- 2 教科用図書那覇採択地区協議会規約（平成 26 年制定）は廃止する。

- 3 この規約の施行の日における第3条の事務局は、那覇市教育委員会とし、最初に招集すべき理事会及び選定委員会の会議は、第8条第1項及び第12条第1項の規定にかかわらず、事務局が招集する。

附 則

この規約は、平成28年11月16日から施行する。

監査委員公表

那 監 公 表 第 8 号

平成 29 年 1 月 4 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	高 良 正 幸
同	糸 数 昌 洋

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 28 年度財政援助団体等監査結果に基づき講じた措置について

福祉部

【ちゃーがんじゅう課】

1 ちゃーがんじゅう課に対する指摘事項等
補助金交付要綱について（注意事項）

那覇市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第 4 条及び第 9 条にそれぞれ定める交付申請書及び実績報告書の提出に当たり、同要綱第 11 条の国及び県に準ずる関係書類が添付されていないため、補助対象経費について精査できない状況である。

また、那覇市の補助金に関するガイドライン（第 2 版：平成 26 年 7 月 1 日施行）3.(2).2.①は、補助金対象経費と対象外経費の区分、補助金額の積算根拠を明確にし、補助金交付要綱に明示する旨規定している。したがって、補助金の使途誤りを防ぐためにも、補助対象経費、対象外経費、補助金額の積算根拠を当該交付要綱に明示されたい。なお、当該交付要綱第 2 条は事業の実施に要する経費について交付する補助金となっているが、予算事業名称では団体の運営費補助金となっている。当該補助金の性質を明確にするよう検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

補助金交付要綱について、今後は国及び県の要綱に準ずる関係書類の提出を求め、きちんと精査できるように致します。

また、補助対象経費、対象外経費、補助金額の積算根拠を当該交付要綱に記載し、今年度中には整備したいと思います。

当該補助金要綱については、国の補助金との関連もあるので、シルバー人材センターと協議して、当該補助金の性質を明確にするよう検討したいと思います。

2 公益社団法人 那覇市シルバー人材センターに対する指摘事項等

(1) 職員給与等の取り扱いについて（要望事項）

那覇市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、平成 25 年度及び平成 26 年度の当期経常収支が赤字であったこと、また、引き続き平成 27 年度も赤字が見込まれるとして、赤字解消対策を行っている。その対策として、職員及び再雇用職員の基本給与の減給、理事長及び常務理事の役員報酬の減額、また、理事及び監事の役員報酬の支給停止を実施し、合わせて約 43 万円の経費を削減している。

しかしながら、センターの平成 27 年度決算の当期経常収支は、材料費等の収支が約 1,000 万円のプラスとなったことから約 720 万円の黒字となっており、職員給与等の取扱いは慎重に行うべきであった。

職員給与等、業務の実施に当たっては、収支の見込みについて適切に行われたい。

□ 指摘事項等に対する措置

職員給与等の取扱いについて、2年連続の赤字が続いていた為の処置であり、今後は職員給与等の取扱いには細心の注意を払い、また、月次決算・半期決算時に細かな財務分析を行います。

(2) 経理について（要望事項）

那覇市シルバー人材センターは、業務運営等に係る人的配置の制限及び知識の習得に時間を要するとして、同一職員が8年継続して財務全般の事務を担当している。

担当者の不在等による事務の停滞、経理に係る事故及び事件等を防止するためにも、職員の人事異動を含め内部統制の強化を検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

経理について、事務分掌の見直し等を行い、職員の経理についての知識の習得・複数人で経理業務を行う環境作り等を目指し、経理担当者が長期固定化されないよう努めます。

こどもみらい部

【こども政策課】

1 指定管理における警備業務について（要望事項）

指定管理者の公募の際に応募希望者へ提供した児童館管理運営費に関する資料は、施設警備委託料が15万7,500円とされている。また、児童館直営時の仕様として配布された業務委託の仕様内容では、機械警備と巡回警備を併用することとされている。

しかしながら、指定管理者において見積書を徴した結果、88万2,000円の見積額となったため、警備業務内容は巡回警備を除いた機械警備のみの契約となっている。

直営時に比較し指定管理移行後は、警備業務内容が異なっていることについて所管課として対応を検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

ご指摘のありました指定管理者公募の際には、那覇市児童館指定管理者募集要項等の書類において、建物維持管理業務等についてその個別の仕様内容までを明記していなかったために生じている事態であると認識しております。これに鑑み平成28年度公募した那覇市児童館指定管理者募集要項等においては、個別の業務委託仕様内容までを具体的に明記しております。

2 給水栓末端における残留塩素等について（要望事項）

今回の監査対象児童館4館中、3館（国場児童館、久場川児童館、壺屋児童館）において平成27年度の水質検査の結果で残留塩素が0.1mg/ℓとなっており、所管課が指定管理者公募の際に児童館直営時の仕様として配布した各業務委託仕様における基準「0.2mg/ℓ以上」を下回っている。

国場児童館の検査結果では平成26年度及び平成27年度とも「給水栓末端において、残留塩素が検出されにくいため改善が望めます。」との助言事項もあるが、今回の監査時点では依然として改善は行われていない。

また、今回監査を行った児童館全てにおいて、貯水槽を含む検査結果の総合判定が「一部改善が望めます。」との結果になっている。

児童館の利用者には、乳幼児を含む児童が多数含まれる。利用者の水道利用の安心、安全を確保するためにも、当該残留塩素及びその他の検査結果の改善に向けて検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

児童館の施設管理において、より安全・安心に水道を利用するため残留塩素濃度についてその基準を「0.2mg/ℓ以上」と設定しております。しかし施設の水道使用量に対し、既存の貯水タンクの容量が大きいために残留塩素濃度について仕様に定める基準を下回っているという現状です。水道法に定める給水栓における水の残留塩素の基準については0.1mg/ℓとなっており、法令違反とはなっていませんが、今後、より安全・安心な水道利用に向け計

画的に水道直結工事などの必要な改善を進めて参ります。

3 児童館のトイレ改修及びフロアの床取替え等について（注意事項）

壺屋児童館では、地域住民の交流の活動拠点として高齢者も多数来館し洋式トイレの利用ニーズが高く身障者用の洋式トイレ1基のみでは足りないという状況から、1階の和式トイレを洋式トイレ(幼児用1基含む4基。750,600円)の改修、また、1階フロアの床取替え、遊具の撤去等(1,212,000円)を行ったとのことである。

当該改修等に当たり、児童館の管理運営に関する基本協定書第27条により、指定管理者が所管課へ市の予算で改修できないか協議したところ、故障による使用不能や緊急性がない施設の改修は、直ぐには対応できないとの回答を受けたため、所管課に口頭での了解の上、指定管理者自らの費用負担で行っている。

施設の改修の承認を口頭で行っていることから、将来的に現指定管理者から当該改修費用の返還を求められる可能性も否定できず、トラブルが起こりかねない。指定管理者の費用負担による施設の改修等の合意は、書面により適切に行われたい。

□ 指摘事項等に対する措置

市内11児童館の施設修繕については、予算の範囲内で緊急性のある修繕を優先し対応しております。壺屋児童館における和式から洋式トイレへの改修要望に関しては、市の予算による対応はすぐには難しい旨を指定管理者へ説明し口頭での承認となりましたが、今回の指摘を受け、今後は指定管理者との協議事項につきまして口頭ではなく書面にて双方にて確認し行うよう改善いたします。

4 児童館の利用料金減免申請について（注意事項）

国場児童館及び壺屋児童館での母親クラブ等への利用を許可するに当たっては、当該団体から減免申請書を提出されないまま利用料金を免除していた。

減免を受けようとする者は、児童館及び児童館遊園条例施行規則第4条第1項、第2項に基づき、利用申請書と同時に児童館利用減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

利用料金の減免に当たっては、条例等を遵守し、利用減免申請書を提出させ、適切に手続きを行うよう指定管理者に対し指導されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

各児童館へ改めて児童館及び児童遊園条例に基づく利用許可手続きについて説明し、指導いたしました。以後は、各児童館において適切に処理されているかモニタリング等の機会も活用しつつ手続き状況を確認し必要に応じて指導して参ります。

5 指定管理者の指定に係る選考部会委員の除斥について（注意事項）

那覇市大名児童館指定管理者の選考に当たっては、選考部会委員の中に応募があった3団体のうち、那覇市社会福祉協議会と利害関係が懸念される那覇市民生委員・児童委員連合会の役員が委嘱されていた。当該団体は、同協議会から助成

金を受けており、また事務室も無償で借用している。

指定管理者制度に関する運用指針(平成22年7月30日付け市長決裁)Ⅱ.9.(1).②は、指定管理予定候補者の選考に当たっては、「委員は、自己に直接又は間接に利害関係がある事案については、その議事に参与することができない。」と委員の除斥について規定している。

指定管理予定候補者の選考に当たっては、選考手続きの公平性、透明性を確保するため、選考委員が応募団体と利害関係について書面により確認されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

部会委員の利害関係確認をより確実にを行うために、以後については「利害関係確認票」を各委員に配布し確認を行っております。

6 自主事業の実施について(要望事項)

那覇市児童館指定管理者業務仕様書は、「施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業(以下「自主事業」という。)を行うことができる。」旨規定している。

平成27年度収支計算書における自主事業としての実習生受入費は、大名児童館は収入として計上されているが、国場児童館は計上されてなく、結果として異なった取り扱いとなっている。

指定管理者制度の主旨である民間のノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図り、積極的に自主事業を取り入れるよう指導されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

市の公共施設としてまた児童福祉施設である児童館としての設置目的に沿った活動につきましては、指定管理者へ自主事業について説明を行い、指定管理者の方から積極的に提案していただき、利用者サービスの拡充につなげていきたいと考えております。